

地方財政審議会付議（説明）案件

令和5年5月26日（金）

（案件名）

令和5年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第三十三条 総務大臣は、第三十条第二項第二号イ若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき特別法人事業譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 上田 恭平

（内23511）

令和5年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

1 起案理由

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第31条に基づいて、令和5年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1,647億円(2月～4月における交付税及び譲与税配付金特別会計の収納額)
・前年度5月期比 +72億円(+4.5%)

4 譲与日

令和5年5月31日(水)

5 譲与基準等

譲与総額	特別法人事業税収入額《注》
譲与基準	人口 ※財源超過団体に対する譲与制限あり
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の用途	条件・制限なし
令和4年度譲与実績	21,659億円
令和5年度地財計画	20,137億円

《注》令和2年2月以降に国に払い込まれた地方法人特別税については、特別法人事業譲与税の原資とみなして譲与。

(案)

総 税 企 第 号

令和5年5月31日

各都道府県知事 殿

総 務 大 臣

(公印省略)

特別法人事業譲与税譲与金の譲与について

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）第31条の規定に基づいて譲与すべき特別法人事業譲与税譲与金を令和5年5月31日に別紙の金額のとおり譲与します。

令和5年度5月期 特別法人事業譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金額
北海道	6,822,960
青森	1,616,715
岩手	1,580,868
宮城	3,006,237
秋田	1,253,038
山形	1,394,764
福島	2,393,961
茨城	3,744,102
栃木	2,524,546
群馬	2,532,334
埼玉	9,591,721
千叶	8,207,067
東京都	18,345,127
神奈川県	12,063,275
新潟	2,874,698
富山	1,351,390
石川	1,478,995
福井	1,001,466
山梨	1,057,766
長野	2,674,551
岐阜	2,584,091
静岡県	4,744,693
愛知県	9,849,837
三重	2,311,821
滋賀	1,846,070
京都	3,366,791
大阪	11,541,364
兵庫県	7,136,889
奈良	1,729,664
和歌山	1,204,826
鳥取	722,708
島根	876,441
岡山	2,466,152
広島	3,656,204
山口	1,752,630
徳島	939,690
香川県	1,240,948
愛媛	1,743,203
高知	903,083
福岡	6,706,210
佐賀	1,059,683
長門	1,713,789
熊本	2,270,092
大分	1,467,667
宮崎	1,396,787
鹿児島	2,074,145
沖縄	1,916,420
合計	164,737,479